

農業だより

新庄市農林課
☎0233-29-5835
Fax.0233-22-0989

7月に発生した豪雨災害に関して今後の対応については随時お知らせします。

令和6年度新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金について

新庄市では、令和6年7月7日からの大雨等に起因して発生した農地災害等に対し、政府の災害復旧事業の対象に該当しない農地や農業用施設の小規模な被害復旧に対する支援として新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金を被災された農業者の方へ交付することといたしました。

つきましては、以下の内容で支援してまいりますのでご一読の上、交付申請の手続きをお願いいたします。

※補助対象となる復旧工事は、原形復旧です。機能を向上するような復旧工事は補助対象外です。

1 交付対象者について

○該当する復旧工事は、業者へ依頼する復旧工事と自力で復旧する工事があります。

○土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体及び**生産調整を達成している農業者**
(農業者：経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売額が50万円以上ある者)

2 交付申請スケジュール

※新庄市の受付期間は令和6年9月10日(火)～令和7年2月28日(金)までとなっております。9月18日以降は新庄市農林課にて受付を行います。

会場	時間	日付	集落
新庄市役所	9:00～11:30	9/10(火)	北部管内
東庁舎	13:00～17:15	9/11(水)	北部管内
201会議室	18:00～20:00	9/12(木)	八向地区
	(上記の内都合のつく時間でお越しください。)	9/13(金)	八向地区
	※申請には印鑑を持参してください。	9/17(火)	新庄・稲舟地区
		9/18(水)	新庄・稲舟地区

3 交付申請の手続きについて

■業者復旧工事の場合※保全会(多面、中山間)の交付金との併用はできません。

○交付申請

- ①交付申請書(団体の場合は、組織の名簿、規約、約款の写しを添付)
- ②様式第1号「事業計画書」、様式第2号「収支予算書」
- ③位置図(被害箇所が分かるように)
- ④見積書 ※見積書が1通の場合でも1箇所ごとの金額がわかればOK。
- ⑤被害状況がわかる状況写真(位置図及び見積書の工事箇所と合わせること)

○実績報告(復旧工事が終了したら速やかに提出願います)

- ①実績報告書、様式第2号「収支精算書」、様式第4号「請負及び竣工検査調書」
- ②復旧後の写真(交付申請時に提出された被害写真と比較して復旧状況が確認できるもの)
- ③領収書

○請求

- ①請求書
- ②銀行通帳の写し(表紙を開いた箇所の口座番号、名義人が記載されている箇所)

■自力復旧工事※保全会(多面、中山間)の交付金との併用はできません。

○交付申請

- ①交付申請書
- ②様式第1号「事業計画書」、様式第2号「収支予算書」、様式第5号「直営調書」
- ③位置図(被害箇所がわかる地図)
- ④復旧前の被害状況写真(1箇所ごと)
- ⑤機械等レンタル代金の見積書や材料等見積書
- ⑥申請者が農業者の組織する団体の場合は、組織の名簿、規約又は約款

○実績報告(復旧事業が終了したら速やかに提出をお願いします。)

- ①実績報告書、様式第2号「収支精算書」
- ②復旧後の写真(交付申請時に提出された被害写真と比較して復旧状況が確認できるもの)
- ③領収書

○請求

- ①請求書
- ②銀行通帳の写し(表紙を開いた箇所の口座番号、名義人が記載されている箇所)

【注意】どちらの復旧工事も「実績報告・請求」の期限は令和7年2月28日までとなっております。期限を過ぎるとお支払いできない場合があります。

4 補助金の交付額

補助事業	補助対象経費	補助金の額
小規模農地等災害緊急復旧事業	令和6年7月7日以降に発生した豪雨により被害が生じた農地(水路、農道、ため池等を含み、本市に所在するものに限る。)及び当該農地に隣接する土地等(以下「被害農地等」という。)を原形に復旧することを目的とする事業(原形に復旧することが不可能な場合において、当該被害農地等の従前の効用を復旧するために必要な事業を含む。)に係る次の経費 (1) 工事費(業者等へ発注するもの) (2) 資材購入費 (3) 機械器具レンタル料等 (4) その他市長が必要と認める経費	被害農地1か所あたりの補助対象経費の額の区分に応じ、次に定める額以内の額(1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) (1) 40万円以上のとき 補助対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額(当該額が40万円未満となるときは、40万円)又は補助対象経費の額から40万円を差し引いた額に6分の5を乗じて得た額に40万円を加算した額のいずれか低い額(90万円を上限とする。) (2) 40万円未満のとき補助対象経費の額

※被害1か所の考え方

原則、1工種が150メートル以内の間隔で連続しているものについては1件とみなします。また、150メートル以上離れている場合でも、総額40万円以下で、かつ1工事契約で復旧できるものは1件の取り扱いになります。謝礼や雇人などの人件費は交付の対象にはなりません。

5 お問い合わせ先

電話：0233-29-5837(直通)、メール：nourin@city.shinjo.yamagata.jp

令和6年7月豪雨災害で被害を受けた農業用機械修繕・再取得等を考えている方へ

令和6年7月25日からの大雨により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の修繕・再取得等をお考えの方は事前にご相談ください。

■支援内容

国・県の事業等の内容が分かり次第、相談された方へご連絡します。

■受付場所

新庄市役所2階 農林課（新庄市沖の町10番37号）

■受付日時

平日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

■必要書類

被災した農業用施設・機械の写真

■確認事項

- ①再取得・再建・修繕等の見込額
- ②被災した農業用施設の導入時期

■お問い合わせ先

農林課農業ビジネス創造係 三浦

電話：0233-29-5836 メール：nourin@city.shinjo.yamagata.jp

経営所得安定対策等に参加されている皆さまへ

○経営所得安定対策等における自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金については自然災害等により減収及び収穫が皆無となった場合でも「自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。」

この場合、被害状況等の確認が必要となりますので、必ず関係機関（市町村、農業共済組合、JA等）へご相談ください。

確認の際は農地の被害状況の分かる写真・作業日誌・種子や肥料等の購入伝票の提出が必要となりますのでご注意ください。（提出時期については再度こちらからご連絡させていただきます。）

- そば等播種前に被災されたほ場については
- ・被災した農地又は道路が災害復旧事業の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付が困難であることが確認できること。
 - ・当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること。
- の2点の確認が必要となります。

ご連絡先 新庄市農業再生協議会事務局 電話 0233-29-5835

農地中間管理事業に係る大雨災害に対する支援について

農地中間管理事業を利用されている農家の皆様のうち、令和6年7月25日からの大雨により被災された方を対象に、農地賃料に関する支援措置を実施します。

以下のとおり支援してまいりますので、ご一読の上、活用を希望する方は申請手続きをお願いいたします。

《支援内容》

1. 受け手と出し手の賃料の減額（令和6年度分）

◇大雨災害により賃料を減額する場合は、受け手と出し手の同意により、賃料の減額申請をすることができます。

◇申請時、賃料を減額する（被害を受けた）農地の地名・地番が必要です。

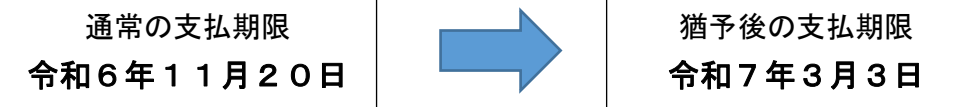
（注意事項）

令和7年度分の賃料は、減額前の金額に自動で戻ります。

令和7年度も減額する場合は、改めて減額申請する必要があります。

2. 受け手の賃料の支払いを猶予

◇大雨災害により賃料を約定支払日までに支払うことが困難な場合は、賃料の支払猶予を申請することができます。



◇契約ごとの申請になります。申請時、被害状況を教えてください。

（注意事項）

出し手の方には、山形県農地中間管理機構が賃料を契約どおりお支払いします。

申請受付

令和6年9月30日（月）まで ※印鑑をご持参ください

提出先・お問い合わせ先

新庄市農林課 水田農業対策係（新庄市農業再生協議会） 電話：29-5835（直通）

（公財）やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構） 電話：023-631-0697

令和6年7月の大雨被害対策資金(運転資金)の概要

1 目的 令和6年7月の大雨により、水稲、大豆、野菜、果樹等の浸水・冠水等の被害を受けた農林漁業者に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金の融資を行い、農林漁業者の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資金名 山形県農林漁業天災対策資金	
対象災害	<input type="radio"/> 令和6年7月7日から同月11日までの大雨 <input type="radio"/> 令和6年7月25日から同月26日までの大雨
貸付対象者	<input type="radio"/> 被害農業者、被害林業者又は被害漁業者 農林漁業を主な業務とする者(年間総所得の5割以上を農林水産業所得に依存している者)で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた者 ① 農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平成農業等総収入の10%以上 ② 果樹等の樹体被害による損失率が被害時価額の30%以上 ③ 林産物の損失額が平成林業総収入の10%以上 ④ 樹苗育成施設等の損失額が被害時価額の50%以上 ⑤ 魚介類、海藻類の損失額が平成漁業総収入の10%以上 ⑥ 漁船・漁具等の損失額が被害時価額の50%以上
資金使途	<input type="radio"/> 種苗、肥料、薬剤、漁具等購入費等の運転資金 <input type="radio"/> ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用
貸付限度額	<input type="radio"/> 果樹栽培者(果樹収入が5割以上)、家畜等飼養者 500万円(法人2,500万円)又は損失額の55%のいずれか低い額 <input type="radio"/> 一般農業者(果樹収入が5割未満)、林業者 200万円(法人2,000万円)又は損失額の45%のいずれか低い額 <input type="radio"/> 一般漁業者 200万円(法人2,000万円)又は損失額の50%のいずれか低い額 など
償還期限	被害程度により3年～6年以内(据置期間なし)
貸付利率	0.90%以内(融資機関の利率引下げにより無利子化又は低利子化の場合あり)
貸付期間	令和6年8月8日(発動日)～令和7年3月31日
融資枠	2億円

3 利子補給の事業内容

- 実施主体：市町村
- 仕組み
 - ・ 基準金利(2.65%)のうち、県・市町村が利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
 - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自に引下げを行う場合 ⇒ 無利子(最大引下げの場合)

基準金利	2.65%
利子補給率	1.75%
県(66.5%)	1.16375%
市町村(33.5%)	0.58625%
貸付利率	0.90%

令和6年7月の大雨被害対策資金(施設等復旧資金)の概要

- 1 目的 令和6年7月の大雨により、農業用施設や農地などに大きな被害が発生したことから、被害を受けた農林漁業者に対し、施設等原状回復のために必要な資金の融資を行い、農林漁業者の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資金名	山形県災害・経営安定対策資金
対象災害	○ 令和6年7月7日から同月11日までの大雨 ○ 令和6年7月25日から同月26日までの大雨
貸付対象者	農林漁業を主な業務とする者(年間総所得の5割以上を農林水産業所得に依存している者)で、対象災害により農林漁業用施設や農地などに被害を受けた者。
資金使途	施設等復旧資金
貸付限度額	1,000万円 ただし、総事業費から、対象災害の被害を原因として受け取った補助金の額を控除した額を上限とする。
償還期限	10年以内(据置期間3年以内)
貸付利率	0.90%以内(融資機関の利率引下げにより無利子化又は低利子化の場合あり)
貸付期間	令和6年8月8日(発動日)～令和7年3月31日
融資枠	1億円

3 利子補給の事業内容

- 実施主体：市町村

- 仕組み

- ・ 基準金利(2.65%)のうち、県・市町村が利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
- ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自に引下げを行う場合 ⇒ 無利子(最大引下げの場合)

基準金利	2.65%
利子補給率	1.75%
県(66.5%)	1.16375%
市町村(33.5%)	0.58625%
貸付利率	0.90%

問い合わせ先

新庄市農林課水田農業対策係

電話：0233-29-5835(直通)